

三重県電子処方箋活用・普促進事業費補助金

よくある質問（Q & A）

Q 1 どのような施設が県補助金の対象となりますか？

A 1 県内に開設する保険医療機関（大規模病院（200床以上）、病院、診療所）及び保険薬局が対象です。
ただし、申請時点で国（社会保険診療報酬支払基金）から電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けている必要があります。

Q 2 既に電子処方箋を導入し、国（社会保険診療報酬支払基金）から電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けて、電子処方箋の運用を開始していますが、県補助金は申請できますか？

A 2 可能です。
県補助金を申請するためには、申請時点で国（社会保険診療報酬支払基金）から電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けている必要がありますが、県補助金の交付要件として、特に国の補助金を受けた時期の遡及期限を設定しているものではありませんので申請可能です。

Q 3 補助金の区分の違い（初期導入、新機能導入、同時導入）は何ですか？

A 3 補助対象事業は以下の3つの区分があります。

- （1）初期導入：電子処方箋管理サービスの初期導入にかかる費用
（（3）に掲げるものを除く。）
- （2）新機能導入：電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能を導入したときにかかる費用
※新機能とは、『電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書』に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。
- （3）同時導入：電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入したときにかかる費用

Q 4 県補助金申請時、どの補助金の区分で申請すればよいかわかりません。

A 4 県補助金の区分は、国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金交付申請時に選択した申請区分と同一にしてください。なお、国（社会保険診療報酬支払基金）から交付される交付決定通知書の題目（タイトル）により、申請区分を確認することが可能です。

< 国（社会保険診療報酬支払基金）補助金の交付決定通知書の題目（タイトル） >

交付決定通知書の題目		県補助金の申請区分
「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書」	➡	補助対象事業（１） 【初期導入】
「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（初期導入のみ）」		
「電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る助成金交付決定通知書」	➡	補助対象事業（２） 【新機能】
「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（初期導入と新機能の同時導入）」	➡	補助対象事業（３） 【初期導入と新機能の同時導入】

Q 5 施設の種別（大規模病院、病院、診療所、薬局）の違いは何ですか。

A 5 施設の種別は以下のとおりです。

- （１）大規模病院（病床数２００床以上）
病床数は許可病床数を指します。
- （２）病院（病床数２００床未満）
- （３）診療所（医科、歯科）
- （４）薬局（※）

※国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金では、「大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月４万回以上の薬局）」と「薬局（大型チェーン薬局以外）」に区分が分かれています。県補助金では大型チェーン薬局とその他薬局で補助率及び補助限度額に差がないため、施設の種別は「薬局」のみとなります。

Q 6 県補助金について、どのような経費が補助対象となりますか？

A 6 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金と同一です。

詳しくは、社会保障診療報酬支払基金の電子処方箋管理サービス等関係補助金に関する Web ページを御確認ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040

なお、国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金と同様に、電子処方箋導入後に発生した費用（ランニングコスト・修理費用を含む）については、補助対象外です。

Q 7 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金と県補助金を両方申請することは可能ですか。

A 7 可能です。

Q 8 社会保険診療報酬支払基金に国の補助金の申請をすれば、県の補助金は別に申請しなくとも、国の補助金と県の補助金の両方を受け取ることはできますか？

A 8 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金と県の補助金は別制度となりますので、国（社会保険診療報酬支払基金）とは別に、県に補助金の交付申請をしなければ、県の補助金を受け取ることはできません。

Q 9 県の補助金について、申請件数や予算額に上限はありますか？

A 9 申請件数に上限はありませんが、予算の上限に達した場合、期限内でも申請の受付を終了する可能性があります。

Q 10 (1)初期導入費用と(2)新機能導入費用のそれぞれについて、県補助金の交付申請を行うことはできますか。

A 10 それぞれの費用について、国（社会保険診療報酬支払基金）の交付決定通知を計 2 通受けているのであれば、県補助金の交付申請もそれぞれ申請することが可能です。

Q I I システム事業者に電子処方箋導入のための改修工事の発注をしましたが、未だ電子処方箋は導入できていない状態です。県補助金の申請期限に間に合わないため、添付書類が一部不備の状態で、県補助金を申請したいのですが、可能ですか。

A I I 県補助金は、申請時点で電子処方箋管理サービスの導入を終えており、かつ国（社会保険診療報酬支払基金）から電子処方箋導入にかかる補助金の交付決定通知を受けていることが条件となります。

※県の補助金は、電子処方箋導入前に申請することができません。

Q I 2 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金申請では、事業者一括申請を行うことができたが、県の補助金も一括申請を行うことができますか？

A I 2 県の補助金では、一括申請を行うことはできません。

申請書を作成される際は、1施設ごとに1申請書を作成してください。

申請書を提出される際の注意点として、

- ・オンライン申請については1施設ごとに分けて提出
- ・郵送申請についてはまとめて提出できますが、書類が混ざらないように封筒に入れて提出してください。

Q I 3 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金申請では事業者一括申請を行ったため、複数の施設をまとめた領収書を添付しましたが、県の補助金申請では、どのような資料を添付すればよいですか？
また、申請書に記載する総事業費は、どのように記載すればよいですか？

A I 3 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金申請の際に提出した、「電子処方箋助成金一括申請書（写）」及び「領収書（写）」、「領収書内訳書（写）」を提出してください。総事業費については、1施設ごとの補助額算定の基となった総事業費を記載してください。

Q I 4 医科・歯科の2つの医療機関コードを持つ医療機関は、それぞれ県補助金の対象となりますか。

A I 4 国（社会保険診療報酬支払基金）への補助金等申請は、医科・歯科それぞれで行うこととされていますので、国（社会保険診療報酬支払基金）から補助金等の交付決定を受けた後に、県補助金についても、それぞれ申請を行って下さい。

Q I 5 医科・歯科の2つの医療機関コードを持つ医療機関（医科・歯科併設医療機関）が共通でネットワーク等の改修を行った場合は、医科と歯科の費用をどのように分けて補助金の交付申請をすればよいですか？

A I 5 国（社会保険診療報酬支払基金）の申請と同様に、医療機関における実情に応じ按分して申請してください。また、按分方法と按分額等が確認できる資料を併せて提出してください。なお、申請書の事業費には、それぞれ按分した額を記載してください。

Q I 6 振込先口座の指定はありますか？

A I 6 申請者名義の振込が可能な口座であれば、指定はありません。

Q I 7 領収書及び領収書内訳書の写しを紛失しました。どうしたらよいですか？

A I 7 国から以下のとおり対応できると伺っております。

医療機関等向け総合ポータルサイト>ログイン>（右上に表示される）マイリスト>申請>電子処方箋補助金申請>タスク>電子処方箋補助金申請から、補助金申請時に使用した「領収書（写）」、「領収書内訳書（写）」といった添付資料をダウンロードすることが可能です。

一括申請の場合は、医療機関等向け総合ポータルサイト>（とりまとめ者アカウントで）ログイン>（右上に表示される）マイリスト>申請>電子処方箋補助金申請（一括）>タスク>電子処方箋補助金申請（一括）から、補助金申請時に使用した傘下機関分の「領収書（写）」、「領収書内訳書（写）」といった添付資料をダウンロードすることが可能となります。

Q 1 8 県の補助金の交付を受けた後に行わなければならない手続きはありますか？

A 1 8 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含みます。）は、第5号様式により報告を行ってください。

※本手続きについては対象者あて別途ご案内いたしますので、事務局にお問い合わせや提出は行わないようお願いします。

Q 1 9 県補助金の申請期間内に補助金の交付申請ができなかった場合、電子処方箋を導入しても国又は県から補助金はもらえないのでしょうか？

A 1 9 県補助金については、県補助金の申請期限内（令和8年2月27日まで）に申請できなかった場合、受け取ることはできません。

国の補助金については、「医療機関等向け総合ポータルサイト」にてご確認ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

Q 2 0 大規模病院は病床数が200床以上の病院とのことですが、病床数とは許可病床数のことですか？

A 2 0 電子処方箋管理サービスに関連する補助金の場合は、病床数とは許可病床数を指します。

Q 2 1 補助限度額の範囲内で複数回に分けて補助金を申請することはできますか？

A 2 1 電子処方箋管理サービスの導入に係るすべての事業を完了した後、一度に申請いただくことになりますので、複数回の申請はできません。

ただし、(1)初期導入費用と(2)新機能導入費用について、国（社会保険診療報酬支払基金）の交付決定通知を2通受けている場合は、県補助金もそれぞれ申請することができます。

Q 2 2 法人所在地は三重県内にあり、他県において保険医療機関・保険薬局を開
設していますが、他県では電子処方箋管理サービスに関連する補助金事業
を実施していないため、三重県の補助金として申請することは可能です
か？

A 2 2 この補助金は三重県内に所在する保険医療機関・保険薬局を対象としていま
す。保険医療機関の所在地が県外の場合は、申請することはできません。

Q 2 3 県の補助金の交付条件において、「県が別に指示する電子処方箋に関する取
組（アンケート、ポスター掲示等）に協力しなければならない」と示され
ていますが、具体的にはどのような取組を想定していますか？

A 2 3 ・以下の2種類のポスターを施設内に掲示してください。

①電子処方箋の対応施設の周知ポスター

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001039176.pdf>)

②電子処方箋のメリットの周知ポスター

タテ ver. : <https://www.mhlw.go.jp/content/001037776.pdf>

ヨコ ver. : <https://www.mhlw.go.jp/content/001037778.pdf>

・その他の取組については、県から案内がありましたらご協力ください。

Q 2 4 申請書を提出してから、どのくらいで補助金が交付されますか？

A 2 4 申請書の記載内容や添付書類の確認を行い、不備がない場合は、1ヵ月～
2ヵ月程度で指定の振込先へ補助金を振り込みます。なお、申請し
てから2か月を超えても振り込みが確認できない場合は、恐れ入りますが事
務局までお問い合わせください。

Q 2 5 昨年度（令和6年度）に県の補助金が交付されているのですが、今回の申
請はできますか？

A 2 5 令和6年度に県の補助金により既に補助を受けた費用について、
再度の申請はできません。
ただし、令和6年度の補助金申請にて電子処方箋管理サービスの
初期導入に係る費用のみを申請し県補助金が交付された場合については、
今年度（令和7年度）は新機能を導入した際に係る費用の補助金申請のみ
可能となります。

初期導入：レセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等の費用。

新機能：「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」

「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」

「マイナンバーカード署名」「処方箋 I D 検索」「調剤結果 I D 検索」に関する機能。